

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：株式会社イーシーセンター
(法人番号2080101011184)
業者の住所：静岡県富士市五貫島919
2. 指名停止措置期間：令和8年8月28日から令和8年9月27日（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：神奈川県、山梨県及び静岡県
4. 事 実 概 要：
上記有資格者は、建設業法第3条に定める許可を有しない者との間で、同業法施行令第1条の2に定める金額以上の下請契約を締結していた。
このことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年7月8日、中部地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内